

4 解散 及び 合併の手続

P.46 ……解散及び合併の手続

解散及び合併の手続

1 特定非営利活動法人の解散

特定非営利活動法人は、次の事由により解散することとなりますが、解散事由によって、群馬県からの認定、または群馬県に対し解散届出書を提出する必要があります。

【解散事由】（法31条第1項）

① 社員総会の決議
・ 社員総会において、定款に特別の定めのある場合のほか、社員総数の4分の3以上の承諾をもって解散の決議をし、解散することができます。
② 定款で定めた解散事由の発生
③ 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
・ 法人が目的とする特定非営利活動に係る事業を達成することができないことを理由とする解散については、群馬県の認定が必要となります。
④ 社員の欠亡 社員が全くなくなった場合、解散となります。
⑤ 合併 「2 特定非営利活動法人の合併」をご覧ください。
⑥ 破産手続開始の決定
・ 法人が債務を完済することができなくなったときは、裁判所は、理事若しくは債権者の請求により又は職権により破産手続開始の決定をすることになります。
⑦ 法第43条の規定による設立の認証の取消し
・ 改善命令に違反した場合であって他の方法により監督の目的を達成することができないとき又は3年以上にわたって法第29条による事業報告書等の提出を行わないときなどは、法人の設立の認証を取り消すことがあります。

【解散及び清算に係る事務手続の流れ】

解散事由	解散の手順	清算の手順
- 社員総会の決議 - 定款で定めた解散事由の発生 - 社員の欠亡	解散 → 解散の届出	- 定款で残余財産の帰属先が規定されている場合 清算終了届出 → 残余財産帰属 - 定款で残余財産の帰属先が規定がない場合 認証申請 → 認証 → 清算終了届出 → 残余財産帰属
目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能	認定申請 → 知事の認定 → 解散	
法第43条の規定による設立の認証の取消し	解散	
合併	解散	
破産手続開始の決定	解散 → 解散の届出	

(1) 解散の認定申請（法第31条第3項、規則第10条）

- ・ 「目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能」による解散は、群馬県の認定がなければ効力を生じません。
- ・ したがって、法人は、この事由により解散しようとするときは、**解散認定申請書（規則別記様式第9号）に目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能を証する書面**（例えば、社員総会の議事録の謄本など）を添付して群馬県に提出しなければなりません。

(2) 解散の届出（法第31条第4項、規則第11条第1項）

- ・ 法人が、上記の解散事由の①②④または⑥の事由によって解散した場合、清算人は、**解散届出書と解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書**を群馬県に提出しなければなりません。

(3) 清算に関する手続

- ・ 清算中に就任した清算人は、**清算人就任届出書（別記様式第11号）に清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書**を添えて群馬県に提出しなければなりません。（法第31条の8、規則第11条第2項）
- ・ 清算が終了したときは、清算人は、**清算終了届出書（別記様式第13号）に清算終了の登記をしたことを証する登記事項証明書**を添えて群馬県に提出しなければなりません。（法第32条の3、規則第13条）

◆ 清算人とは？（法第31条の5～法第31条の7）

法人が解散したときは、破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事が清算人になります。ただし、定款に定めがあるとき、又は社員総会において他の人を選任したときは、その定め又は選任による者が清算人となります。

なお、裁判所は、清算人がいないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、利害関係人若しくは検察官の請求により、又は職権をもって、清算人を選任することができます。また、重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により、又は職権をもって清算人を解任することができることになっています。

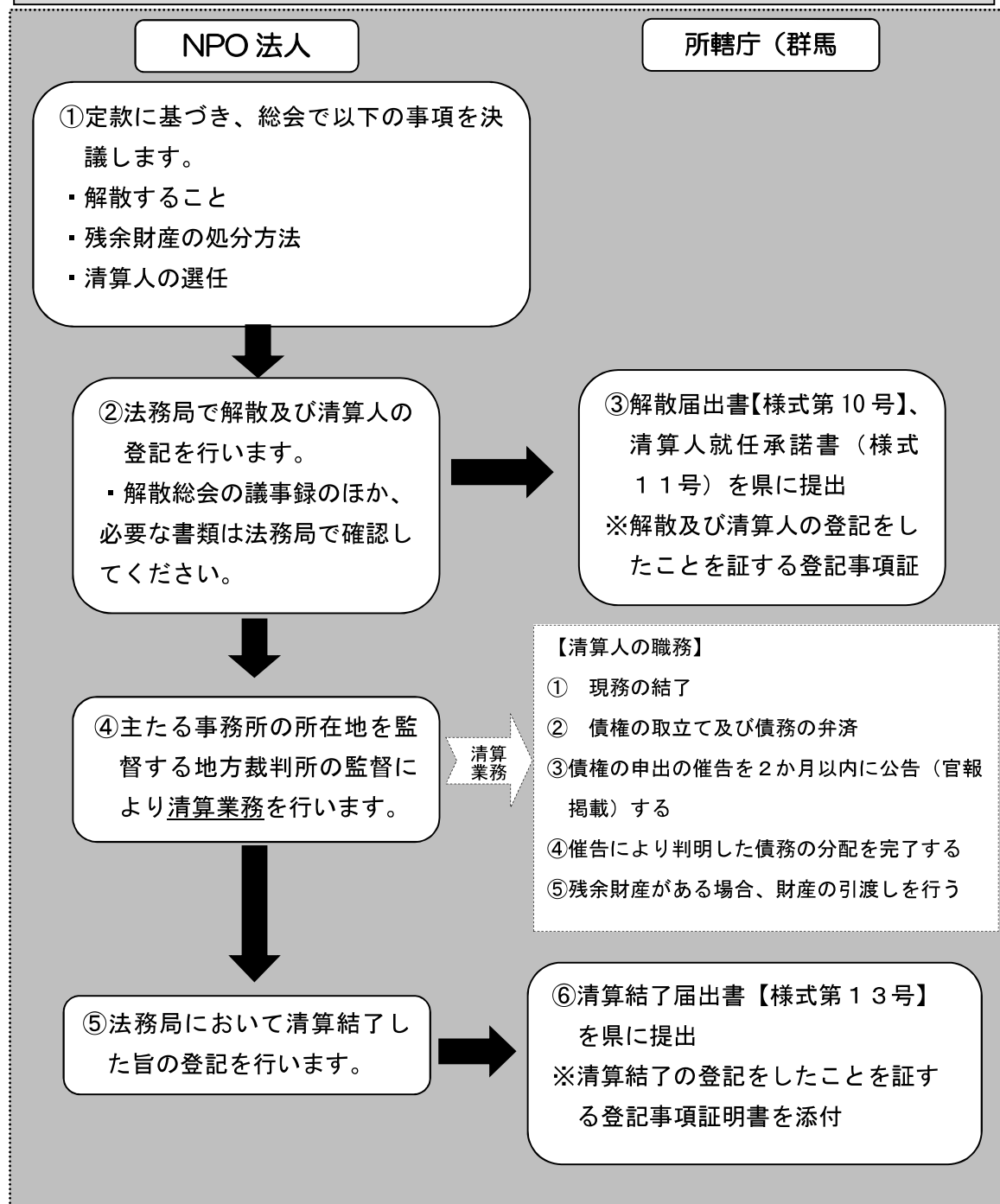
(4) 残余財産の帰属（法第11条第3項、法第32条）

- ・ 解散した法人の清算によって残余財産がある場合、群馬県に清算終了届出書を提出した時点で、定款に定めたところによりその帰属先に帰属することになります。
- ・ 残余財産は社員に分配することはできず、定款において残余財産の帰属先を定める場合には、次に掲げる者のうちから選定しなければなりません。

- | | |
|------------------|----------|
| ① 他の特定非営利活動法人 | ④ 学校法人 |
| ② 国又は地方公共団体 | ⑤ 社会福祉法人 |
| ③ 公益社団法人又は公益財団法人 | ⑥ 更正保護法人 |

- ・ 定款に残余財産の帰属先について特に定めがない場合、清算人は**残余財産譲渡認証申請書（規則別記様式第12号）**を群馬県に提出し、その認証を受けて残余財産を国又は地方公共団体に譲渡することができます。（法第32条第2項）
- ・ 定款に残余財産の帰属先の定めがなく、かつ清算人が認証申請をしなかった場合又は認証申請をして不認証になった場合、残余財産は最終的に国庫に帰属します。（法第32条第3項）

【参考】社員総会における解散決議から清算終了までの流れ



2 特定非営利活動法人の合併

特定非営利活動法人は、社員総会の議決を行い、群馬県の認証を得た後に、登記することによって合併することができます。

(1) 合併の議決（法第34条第1項、第2項）

- ・ 法人が合併をするには、社員総会の議決を経なければなりません。
- ・ この議決は、定款に特別の定めがない限り、社員総数の4分の3以上の多数をもって行う必要があります。

(2) 合併の認証申請手続

- ・ 社員総会の決議を経た後、群馬県の認証を受けなければ合併できません。
- ・ 合併の認証申請手続については、設立の認証申請の手続きが準用されており、次の書類を群馬県に提出しなければなりません。（法第34条第4項、第5項、条例第10条）

提出書類 (提出部数は、全て1部です)

- | |
|--|
| ① 合併認証申請書（規則別記様式第14号） |
| ② 合併の議決をした各法人の社員総会の議事録 |
| ③ 定款 |
| ④ 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿） |
| ⑤ 就任承諾書及び誓約書の謄本 |
| ⑥ 各役員の住所又は居所を証する書面 |
| ⑦ 社員のうち10人以上の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面 |
| ⑧ 法第2条第2項第2号及び法第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面 |
| ⑨ 合併趣旨書 |
| ⑩ 合併の設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書 |
| ⑪ 合併の設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書 |

※ 様式は、設立申請の様式に準じます。

- ・ なお、所轄庁は、合併後の法人の事務所の所在地に従って設立の時と同様の基準で判断されることとなりますが、ここでは群馬県が所轄庁の場合について提出書類等を記載しておりますので、所轄庁が異なる場合は、その所轄庁に様式、提出部数等を確認してください。

(3) 合併に必要な手続き

- ・ 合併の認証の通知のあった日から2週間以内に各法人の財産目録及び貸借対照表を作成し、債権者が異議を述べることができる期間、各法人の主たる事務所に備え置かなければなりません。(法第35条第1項、規則第15条)
- ・ また、合併の認証の通知があった日から2週間以内に、債権者に対して、2か月以上の期間を定めて、合併に異議がある場合その期間内に述べるべきことを公告し、判明している債権者に対しては、個別にその旨を催告しなくてはなりません。(法第35条第2項)
- ・ 債権者が異議を述べたときは、合併によりその債権者を害するおそれがない時を除き、その債権者に弁済するか、相当の担保を提供するか又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託しなければなりません。(法第36条第2項)

(4) 合併に係る登記

- ・ 合併後存続する法人又は合併によって設立する法人は、主たる事務所の所在地を管轄する登記所において合併の登記をして初めて効力を生じます。(法第39条第1項)
- ・ 法人は、合併に必要な手続きを終了した日から、主たる事務所において2週間以内に合併後存続する法人については変更の登記、合併により消滅する法人については解散の登記、合併により設立した法人については設立の際と同様の事項を登記しなければなりません。(組合等登記令第8条)

(5) 「合併登記完了届出書」の提出

- ・ 合併に係る登記をした後には、速やかに群馬県に対し登記をしたことを証する登記事項証明書を添付した**合併登記完了届出書（規則別記様式15号）**に、次の書類を添えて群馬県に提出してください。(法第13条第2項、法第39条第2項、規則第16条)

① 合併登記完了届出書（規則別記様式15号）

② 登記事項証明書

③ 法第35条第1項の合併の時の財産目録